

空中消火用資機材の管理・運用に関する協定書

(趣旨)

第1条 本協定は、大規模地震等の災害による火災や林野火災等に対し陸上自衛隊第14旅団(以下「甲」という。)及び甲以外の自衛隊の部隊(以下「その他の部隊」という。)の迅速な災害救助活動の実施に資するため、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県(以下「乙等」という。)の保有する次の空中消火用資機材(以下「消火用資機材」という。)の管理・運用について必要な事項を定める。

名称	規格	数量	所有県
空中消火作業用 ヘリコプター用 バケツ及び付 属品	消火用折畳式バケツ(川崎重工業) (容量600ℓ～800ℓ、重量約49kg)	1式	徳島県
	バンピバケツ モデル1518 (容量680ℓ、自重量約35kg) 布製キャリングバッグ 専用リレーボックス(UH-1用)	1式	香川県
	バンピバケツ モデル1518 (容量680ℓ、自重量約35kg) 布製キャリングバッグ 専用リレーボックス(UH-1用)	1式	愛媛県
	バンピバケツ モデル1518 (容量680ℓ、自重量約35kg) 布製キャリングバッグ 専用リレーボックス(UH-1用)	1式	高知県

(幹事県)

第2条 消火用資機材の管理・運用に関する協議の事務等を行うため、幹事県を置く。
前項の幹事県は、四国4県危機管理連絡会議の議長を担当する県をもって充てるものとする。

(消火用資機材の管理)

第3条 甲は、消火用資機材を陸上自衛隊北徳島分屯地第14飛行隊格納庫において保管するものとする。

2 甲又はその他の部隊が、災害対応の使用に際して、消火用資機材を故障・破損・亡失させた場合は、甲又はその他の部隊の故意又は重大な過失がある場合を除き、原則とし

て要請した県又は市町村の負担により修繕等を行い、原状に復した上で、第1項の保管場所に返納するものとする。

- 3 甲又はその他の部隊が、訓練・整備等の使用に際して、消火用資機材を故障・破損・亡失させた場合は、甲又はその他の部隊の故意又は重大な過失がある場合を除き、原則としてその消火用資機材を所有する県の負担により修繕等を行うものとする。
- 4 甲は、保管中故意又は重大な過失により消火用資機材を故障・破損・亡失した場合は、甲の負担により原状回復するものとする。

(消火用資機材の運用)

- 第4条 甲又はその他の部隊は、四国で発生した災害に対して、被災県である乙等からの災害派遣要請に基づき、乙等が甲に預託している前条の消火用資機材を使用する。ただし、甲又はその他の部隊に災害派遣を要請する都道府県が幹事県に承諾を得た場合は、四国以外で発生した災害に消火用資機材を使用することができるものとする。
- 2 甲は、消火用資機材を使用する際には、各県の消火用資機材を偏ることなく使用するよう努めるとともに、消火用資機材使用簿を整備して使用状況を記録し、要請に応じて乙等に通知するものとする。
 - 3 第1項ただし書きにより、四国以外で発生した災害に消火用資機材を使用する場合は、第3条第2項の「要請した県又は市町村」を、「要請した都道府県又は市区町村」と読み替えるものとする。
 - 4 甲又はその他の部隊は、消火用資機材の使用後に点検を実施し、その結果を四国における災害対応時は要請県に、四国以外の災害対応時は幹事県に、また、訓練・整備等の使用後に異常があった場合は所有県に通報しなければならない。

(連絡責任者)

- 第5条 この協定の円滑な運用を図るため、甲及び乙等それぞれに、次のとおり連絡責任者を置くものとする。

甲	陸上自衛隊第14旅団	旅団司令部第3部防衛班長
乙	徳島県	危機管理部消防保安課長
丙	香川県	危機管理総局危機管理課長
丁	愛媛県	県民環境部防災局消防防災安全課長
戊	高知県	危機管理部危機管理・防災課長

(疑義等の協議)

- 第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙等が協議して定めるものとする。

(適用)

第7条 この協定は、協定締結の日から適用する。

この協定の締結を証するため、この協定書5通を作成し、甲乙丙丁戊がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年3月11日

甲 陸上自衛隊第14旅団
旅 団 長

乙 徳島県
徳島県知事

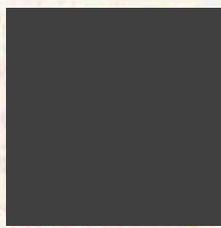
丙 香川県
香川県知事

丁 愛媛県
愛媛県知事

戊 高知県
高知県知事

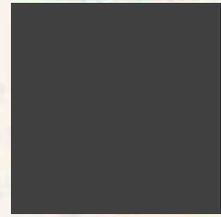
「...」

「...」

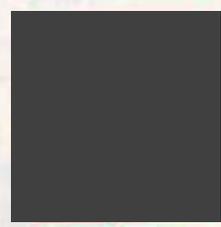


「...」

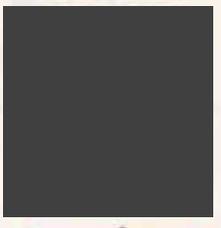
「...」



「...」



「...」



「...」



「...」

「...」